

# ATOM参加規約

この参加規約（以下、「本規約」といいます。）は、会津乗合自動車株式会社および株式会社みちのりホールディングスの2社（以下、「主催者」といいます。）が開催するAizu Transportation Open-data Marathon通称「ATOM」（以下「本イベント」といいます）へ応募・参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本イベントに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

## 1. イベント概要

本イベントは、参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共にアイデアを創出し、自らの技術等を提供し合い、実装することにより、イノベーションを創出することを目的としています。交通オープンデータを利用した会津若松市に関わる新たなサービスのプロトタイプ構築をイベント期間中に作成し、その出来栄をチームで競うイベントです。審査員による審査の結果、選定された開発に進むチームに開発支援金が支給され、複数チームに分かれ制作した成果物を最終審査の結果、入賞したチームには賞金が授与されます。

## 2. 応募条件・方法

本イベントの参加のご応募は、次の条件の全てを満たす方です。（本イベントに応募される方を、以下の「応募者」といいます）お申し込みは主催者指定のウェブフォームにて行ってください。参加は個人の資格で参加するものとし、チーム参加として参加する場合は代表者、副代表者を選出していただきます。

- ・ 福島県会津・中通りエリアに在住、または通勤・通学しておられる方。
- ・ 福島県会津・中通りエリアに拠点を置く企業。
- ・ 大学生以上の方。
- ・ 本イベントの開発期間中にプロトタイプを制作できる時間、スキルを有する方。
- ・ 本イベントへの参加が応募者と第三者との雇用契約関係等の契約に違反する者でないこと。
- ・ 本規約及び主催者が定める「個人情報の取り扱いについて」に同意していること。

### 3. 主催者による開発者の決定

応募者の中より主催者が任命した審査員が、一定の審査基準をもって選考し開発に進む個人、チーム（以下、開発者といいます）の決定を行います。

### 4. 主催者による応募者の取消、審査対象からの除外

主催者は、開発者の決定後であっても応募者が次のいずれかに該当する場合には、本イベントへの参加をお断りできるものとします。

また審査段階において次のいずれかが該当する場合には、審査対象から除外するものとします。

- ・ 応募にあたり、主催者に虚偽の申告をし、または必要な申告をしなかった場合。
- ・ 主催者、他の参加者等の迷惑になる、もしくは本イベントの円滑な運営を妨げるような言動をし、またその恐れがある場合。
- ・ 主催者、他の参加者または本イベントの名誉、または信用を損なう言動をし、またはその恐れがある場合。
- ・ 主催者より案内した期限内に所定の手続きをとらなかった場合。
- ・ 主催者が指定する参加方法を遵守していただけなかった場合。
- ・ その他本規約に違反した場合。

### 5. 本イベントにて作成する成果物の帰属及び利用

①参加者は本イベントにおいて、主催者の定める時間内に交通オープンデータを利用した会津若松市に関わる新たなサービスのプロトタイプを構築し、そのプロトタイプの実物、またはプロトタイプが動いている様子が記録された動画などがウェブ上で閲覧できるものを主催者に提出するものとします。

②本イベントにおいて、主催者の素材を除く、参加者が作成した文書、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェア、プロトタイプに用いたハードウェアその他一切の成果物（以下「成果物」といいます）に関する所有権及び知的財産権は、作成した参加者に帰属します。ただし、成果物に主催者、協力団体・協賛企業提供する素材、データ（オープンデータ以外）が含まれる場合には、参加者は成果物を一切、一般（インターネット含む）には公開してはなりません。

③参加者は、成果物について生じた知的財産権について、主催者及び協力団体・企業が利用を希望した場合、主催者及び協力団体・企業がその運営サービスにおいて成果物を利用する権利の付与、またはサブライセンスすることについて誠実に協議するものとします。また、本イベントの成果物について製品化が可能と判断される場合、主催者及び参加者は製品化に向け協力するものとし、必要に応じ主催者による成果物に関する知的財産権の利用及び取得について協議するものとします。参加者が製品化を検討する場合には、事前に主催者に連絡するものとします。

④成果物は、他者を誹謗中傷する者、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的な行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等の権利を侵害するもの、コンピュータ・ウイルスや不正プログラムを動作に用いたり、これらを他者に利用させるものではあってはなりません。

⑤成果物に関して、第三者からの権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等(本項において、以下「クレーム」といいます)があった場合には、成果物を作成した参加者の費用と責任においてこれを解決し、主催者は一切の負担をしないものとします。また参加者は、主催者がクレームの処理、対応に要した費用(弁護士費用を含む)を主催者に賠償しなければなりません。

⑥本イベントで主催者が収録した映像、写真、音声に関する所有権及び知的財産権はすべて主催者に帰属します。

## 6. アイデアと参加者の秘密情報について

①本イベントにおいて参加者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含みます)は、そのアイデアを提供した参加者からの申出および参加者による権利がなされないがぎり、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の参加者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。

②参加者は、前項に定める本イベントにおけるアイデアおよび成果物の取扱を十分に理解したうえで、非公開としたい情報、著作物、発明、アイデア、ノウハウ、コンセプト等については本イベントにおいては利用せず、開示しないものとします。

## 7. 開発支援金、賞金等

①主催者は、決定した開発支援金、賞金等を設定した方法、時期等のルールに基づき、応募者または開発者に対して提供することがあります。

②主催者は、応募者または開発者に開発支援金、賞金等を提供する際に源泉徴収等税を徴収する必要が法律上ある場合、賞金等から源泉所得税等を控除した金額を応募者または開発者に対して提供する者とします。

③主催者は、応募者または開発者が開発支援金、賞金等を受け取ることができる期間（以下「受取期間」といいます）を定めることができます。主催者は当該期間経過後には提供する義務を負わないものとします。

④主催者は、以下の場合には開発者、応募者の賞金等の受け取る権利を放棄したものとみなし、賞金等を提供する義務を免れるものとし、応募者または開発者はこれを了承するものとします。

- 1 応募者または開発者が本規約に違反した場合
- 2 応募用紙に基づく登録情報をもって主催者と一定期間以上連絡が取れない場合
- 3 その他、主催者が支払うことが困難と合理的に判断する場合

## 8. 免責

①主催者は、応募の受付、参加者の決定を含む本イベントの実施に関するあらゆる過程において、ネットワーク、電話機、電子機器、コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェアの異常もしくは制約または不正アクセス等の第三者の行為について、一切責任を負わず、それによって発生した、情報、成果物、電子機器等に対する損害について一切責任を負いません。

②本イベントに参加中の事故により参加者が生命身体もしくは財産上の損害を被った場合、その損害は参加者自身が負担し、主催者に何ら請求をしてはなりません。ただし、主催者にその損害の発生について故意または重過失が存在する場合はこのかぎりではありません。

③本イベント中の健康管理は参加者自らで行なってください。参加者は十分な睡眠および休憩を取るよう留意し、本イベント中の不良を感じた場合は直ちに参加を中止するなど便宜の措置を行なってください。

## 9. 個人情報の取り扱い

主催者は、応募者が本イベントに応募・参加する際に主催者に開示した個人情報については、別途定める「個人情報の取り扱いについて」に従い取り扱います。

## 10. 広報活動

①本イベントは主催者の各媒体やその他メディアにおいてイベントレポートの掲載を予定しています。

②主催者は、本イベントを動画撮影、写真撮影、録音等の方法により収録し、本イベントで開発された作品、成果物や発表内容を各媒体で公開する他、主催者および主催者の指定する第三者により各種媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌、DVD等）において公開・利用にすることがあります。収録、公開される情報には、参加者の氏名、経歴、所属大学、所属企業等のプロフィール、映像、写真、音声が含まれる可能性があります。

③参加者は、氏名、経歴、所属大学、所属企業等のプロフィール、映像写真および音声記録が記録・公開・利用されることに同意した上で、本イベントに参加するものとし、主催者の自由な判断による記録、公開および利用に関し、肖像権プライバシー権、パブリシティ権、作品・成果物に関する著作権者人格権等を行使せず、また一切の対価を請求しないものとします。

## 11. 本イベントの中止等

主催者は、本イベントの運営上やむを得ない場合には、参加者に事前の通知なく、本イベントの運営を中止、中断または内容を変更できるものとします。この場合、参加者の本イベントのための準備費用等その他一切の費用等について、主催者は責任を負いません。

## 12. 本規約の変更

主催者の判断によって必要と判断した場合には、本気役は事前の予告なく変更する場合があります。

## 13. 合意管轄

本イベントに関する一切の紛争については、福島地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

## 14 疑義

本規約に定めのない事項ならびに本規約および本イベントに関して疑義がある場合には、主催者の決定をもって最終判断とします。